

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会 会議規則

平成20年4月1日制定
平成28年11月29日改正

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第2章評議員会及び第5章理事会に規定する会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 本会の会議は、評議員会及び理事会とする。

2 評議員会及び理事会は、定時又は臨時に招集する。

3 定時評議員会及び理事会は毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、予算審議のための定例会を年1回開催する。また、臨時会は会長が必要であると認められるとき、又は定款第14条（評議員会の招集）及び第28条（理事会の招集）の規定により、会議の招集を請求された場合に、その事件に限り招集するものとする。

(議 事 録)

第3条 本会の会議における議事の経過は、議事録に記載し議長及び出席評議員2名（理事会の場合は出席した会長及び監事）が、これに記名押印しなければならない。

2 議事録には、概ね次の事項を記載する。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日
- (2) 会議に出席した理事又は評議員の員数
- (3) 職務のため出席した事務局職員の職氏名
- (4) 議長の招集に応じ、説明のため出席した者の氏名
- (5) 会議に付された事件及び審議の概要
- (6) 議決事項
- (7) その他、議長において必要と認められる事項

(委 任)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月29日から施行する。